

安全衛生対策にかかる 5つの取組 確認中

当署では、広島第14次労働災害防止推進計画（R5.4.1～R10.3.31）に定める各種取組事項のうち、今後、新たに規制強化が予定されている内容等を含む次の5つの項目について、事業場の取組状況を確認しています。

事業場の皆様におかれましては、これらの取組内容につきまして早期準備・早期対応をお願いします。

広島14次防はこちら ▶▶



R7.6.1改正規則施行

職場における熱中症対策



安全衛生規則が改正され、熱中症のおそれがある者を発見した際の報告に係る「体制整備」や把握後に行うべき「手順作成」これら「関係者への周知」が罰則付きで義務化されます。早期に体制の整備等に取り組みましょう。

R8.4以降に努力義務化

高齢労働者の安全と健康確保対策



高齢労働者の労働災害防止に必要な措置が努力義務となります。国が当該措置に関する指針を公表する予定です。今のうちから所謂「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく職場の環境改善対策に取り組みましょう。

令和7年度改善補助金制度あり

R8.4以降に順次義務化

ストレスチェックを含めたメンタルヘルス対策



現在、50人未満の事業場ではストレスチェックの実施は努力義務ですが、今後、全ての事業場で実施することが義務化される予定です。今のうちから実施に向けた準備を行い、早めの実施しましょう。

無料DLプログラムあり

転倒災害防止対策



当署管内でも、転倒による労働災害の割合は非常に高くなっています。「転倒災害のないHIROSHIMAプラン」に基づき、ハード面・ソフト面の対策、健康管理、外部資源の活用など、包括的な転倒防止対策に取り組みましょう。

無料の支援制度あり

職場におけるメンタルヘルス対策



仕事や職業生活にストレスを感じる労働者は近年高止まり傾向にあります。事業場外資源（外部の専門機関等）を活用した積極的なメンタルヘルス対策に取り組みましょう。

無料の支援制度あり